四㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　茨城県常陸大宮市油河内字熊久保一六五の二、字三山一〇七八の一、一〇七八の六、泉字江ノ上七一の一、字下丁一〇一、字仲八〇、九〇、入本郷字圷ノ上一三八〇の一（次の図に示す部分に限る。）、一三八〇の二、字芋久保九五一の一から九五一の六まで、字深山一四〇四の二、字粒栗一四三五の一、字留野字サヌキ山五四〇、字中城二九二、字七沢六八五、字塙六三九の一、六三九の四、大岩字宇津木久保二〇五〇、字大土二七三七の一、一七三七の二、字岡ノ入一七〇二の二、字上小沼一五八四・字小舟沢一五六三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一五六四、字四斗蒔向一五八二、字田ノ谷津一七三一の一、字仲坪向四五五の四二、四五五のロノ一、字根岸一〇四一、字屋敷沢二〇四八、小瀬澤字圷戸一三五七の二、小田野字田沢一六三一、上小瀬字上野五四三六の二、字舘一二五九、一二六二、字バツケ下二九〇二の三、三九〇二の七、三九〇二の八、北富田字柄作二六二の一、字彦沢二五一の一、字長崎七九二、七九三、七九二の一、久隆字駒ケ作八八六、字十石沢六七五、字セノ一二六、字弥三作八〇五の一、字芳田一五の二、字ヨシタ一五の四、氷之沢字野沢向一七八〇、一七八一の一、小舟字上砂羅向二五四六、塩原字七郎内二三九二、下檜沢字町井沢一〇三六、字寄藤五七六、五七七、高部字市ケ沢四六六四の一、四六六四の二、字永向沢二三七四の一、字桐ノ目三八二六の一、字蔵見ケ沢三二六七の一、三二六七の二、字小倉沢二六六六の三、字小ノ久保二三一九の一、字舘山四〇〇七、字地境入二九九一、字地境向二三二一の一、二三二六の八、字塔ノ入二六二八の一、字中内三二八三、字畑向二二七八の三、字道ノ入二三二八の一、二三二九、字向山二七〇二、二七〇三、二七〇四の一、二七〇五、字森二一八七の一、二一八七の三、富岡字下坪二一八九、二二二〇、字仲坪二一八七の一、字不動山二二二三の一、二二二四、二二二五、二二二七、二二二九、仲居字入口六九八の二、野口字滝沢三〇三七、字津浪二九九九の一、二九九九の三から二九九九の六まで、字細内三六四六の一、字町井一三四〇の一、野口平字大滝一四〇二、字菖蒲作一四〇〇の二、野田字砂金二九七三、二九八一、二九八六の一、松の草字代田三三五の二、盛金字堰場五五二、五五三の一、五五四の一、字鳥沢五九三の三、山方字赤木六三〇九の二、六三〇九の四、字瀧ノ上六六六五の一、六六六七の一、六六六七の四から六六六七の六まで、吉丸字アカフキ八〇〇、字ツナキ沢七の一から七の三まで、字ハツケ一〇の一、字別当原二八九の一、字別當原二八九の三、二八九の四、二九〇、鷲子字雨ケ沢三四一八の一、三四一八の二、字伊豆原一二三五、字踊沢三五七二、字越路二六〇〇、字三川戸三二五二の一（次の図に示す部分に限る。）、字三寸巻二八六〇、字下高沢一九四八の一〇、一九四八の一四、一九四八の四九、一九四八の五〇、字助呑一〇〇五、字関ノ沢四一二、三二〇五（次の図に示す部分に限る。）、字高ケ杭三三九五の一、三三九五の二、字滝ノ沢九七二の一（次の図に示す部分に限る。）、字立ノ山七八六の一、七八六の二、字鳥居戸三一六七の一・三一六七の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字仲坪三四八五の三、字村戸内三四七三、字和田向二六八五の五（次の図に示す部分に限る。）、北町九〇、九二の一、九二の二、九三の一、一〇三、下町一九四三の一、一九四三の二、国長字山岸二〇一九、石岡市太田字櫻本六一三のイ・六一三のロ合併、字桜本六一四の一、六一四の二、大増字砂子田一八二四、一八二五の二、字竹山乙二九六九、字長石四五三、久慈郡大子町大字袋田字大北向一八七の一、一八七の三

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁並びに関係市役所及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年六月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県真庭市蒜山別所字中倉一〇一一の二、字大栃一〇一二の二、一〇一二の四、一〇一二の二三、一〇一二の二四、字クンノウ谷一〇一三の第二、字角谷一〇一四の第二、字角マガリ一〇一五の一から一〇一五の三まで、字鉄山谷一〇一六の二、一〇一六の二八、一〇一六の四五、一〇一六の五〇から一〇一六の五六まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百三十一号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第三十二条の規定に基づき、認証の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第六十八条第三号の規定に基づき告示する。

平成二十三年六月九日

経済産業大臣　海江田万里

一　登録認証機関の名称　一般財団法人日本文化用品安全試験所

二　変更しようとする事務所の名称　一般財団法人日本文化用品安全試験所

三　変更事項

事項	変更前	変更後
所在地	大阪府大阪市東住吉区田辺三丁目19番14号	大阪府東大阪市水走三丁目6番14号

○国土交通省告示第六百十二号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十三年六月九日

国土交通大臣　大畠　章宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
15227	ニッサン　ＤＢ　Ａ－ＪＣ11	日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
15228	ニッサン　ＤＢ　Ａ－ＳＪＣ11	〃	〃

○農林水産省告示第千百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年六月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）